

1 概要

夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、あなた及び相手方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 婚姻費用の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚，84円×8枚，20円×5枚，10円×8枚，2円×5枚，1円×5枚
合計1007円分

3 申立てに必要な書類

※別添の「**！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～**」をよく読んで提出してください。

- 申立書3通
→ 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、あなた用の控えの3通を作成してください。
- 事情説明書1通
- 送達場所等届出書1通
→ 同届出書の【注意】をよく読んで記入してください。
- 進行に関する照会回答書1通
→ これは、相手方が見ることはありません。
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通（あなたと相手方が内縁関係の場合は不要です。）
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等

- ・ 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

① 必ず提出していただく書類

次の書類は、**第1回調停期日の1週間前までに提出してください。**

- 収入に関する書類
→ 源泉徴収票写し，給与明細写し（直近3か月分），確定申告書写し，非課税証明書写し等，あなたの収入が分かるもの
- 過去の婚姻費用に関する取決めや支払状況に関する書類
→ 過去の審判書，調停調書等の写し

② 必要に応じて提出していただく書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

※ 書類を提出する場合は、その都度、別添の「！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～」の裏面の確認手順「**その書類、大丈夫ですか？裁判所に提出する前に、まず確認！！**」に従って、相手に知られたくない情報の記載がないことを点検してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

あなたの提出した申立書については、相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。（ただし、申立てに当たって提出された「進行に関する照会回答書」については、相手方が見ることはありません。）

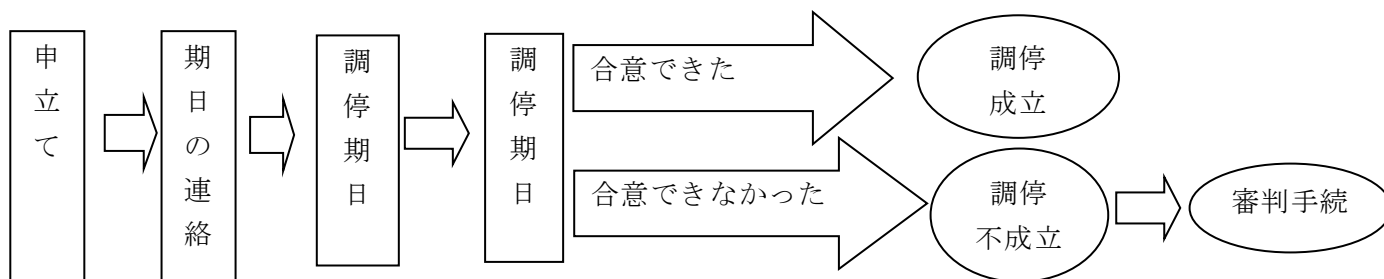
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、ご注意ください。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。各調停期日の終了時には、当事者双方の意向を確認した上で、双方又はその代理人が同席して、調停の進行予定や次回までの課題等に関する確認を行うことがあります。



○ その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。